

墨田区におけるeスポーツの普及及び 発展に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）、学校法人電子学園（以下「乙」という。）及び株式会社INS（以下「丙」という。）は、次のとおり、エレクトロニック・スポーツ（以下「eスポーツ」という。）の普及及び発展に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携及び協力を行い、区内におけるeスポーツの普及推進等の取組を通じて、eスポーツが地域及び観光資源として新たなにぎわいを創出し、ひいては、年齢、性別、国籍、障害等の壁を超えた誰もが参加可能な社会の実現を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）
第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について誠意を持って連携及び協力するものとする。
(1) eスポーツの普及推進及び多世代交流に関すること。
(2) eスポーツの国際大会等の誘致に関すること。
(3) eスポーツを通じた高齢者、障害者福祉等の推進に関すること。
(4) 教育及び研究に関する人的資源の交流並びに知的及び物的資源の相互活用に関すること。
(5) ホームタウンeスポーツチームの活動環境の確保に関すること。
(6) その他前条の目的を達成するために甲、乙及び丙が必要と認める事項に関すること。
2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施事項については、甲乙丙の合意の上、実施する。

（守秘義務）
第3条 甲、乙及び丙は、前条に定める連携及び協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、及び漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

（経費）
第4条 第2条第1項各号に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、甲乙丙の協議の上、定めるものとする。

（協定期間）
第5条 本協定の有効期間は、令和11年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲乙丙いずれからも何ら申出がないときは、更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の見直し）
第6条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（その他）
第7条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ、別途、甲乙丙間で協議するものとする。

以上、本協定締結の証として、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和8年7月9日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区
代表者 墨田区長

山本 亨

乙 東京都新宿区百人町一丁目25番4号
学校法人電子学園
代表者 理事長

多 忠貴

丙 東京都墨田区両国二丁目11番1号パルサー両国ビル6階
株式会社INS
代表者 代表取締役

本橋 壮太